

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年7月26日 15時10分ごろ
発生場所	熊本県天草市天附港 横島灯台から真方位281° 1,680m付近 （概位 北緯32° 23.0′ 東経130° 13.1′）
事故の概要	プレジャーボートつる丸は、係留作業中、同乗者が船首先端部と岸壁との間に右足を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和2年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート つる丸、2.3トン KM3-54266（漁船登録番号）、個人所有 8.67m (Lr) × 2.30m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、139.75kW、平成17年5月 第293-37439号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年4月28日 免許証交付日 令和元年8月9日 （令和4年4月27日まで有効） 同乗者A 女性 24歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族である同乗者Aほか1人（以下「同乗者B」という。）及び親族1人を乗せ、クルージング及び魚釣りをを行う目的で、令和2年7月26日10時00分ごろ天附港を出航した。 本船は、天草市牛深漁港 <small>うしぶか</small> に到着した後、帰航を開始し、クルージング及び魚釣りを終えて天附港の係留場所付近に戻り、船長が、操舵室で立って操船に当たり、機関を後進にした後に中立運転とし、前進行

きあしで岸壁に接近した。

同乗者Aは、本船がほとんど速力のない状態で岸壁至近に至ったので、岸壁のビットに固縛された係留索を取るつもりでバウデッキに立ち、右足を岸壁前面に置いた直後、15時10分ごろ本船が動揺して船首部が上がり、右足が船首先端部と岸壁との間に挟まれ、バウデッキに倒れた。(写真1、写真2参照)



写真1 本船



写真2 岸壁前面に右足を置いた体勢(再現)

※潮汐 低潮時

同乗者Bは、119番通報を行った。

同乗者Aは、救急車で病院に搬送され、右足関節両果骨折及び右下腿圧挫創と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船は、ふだん係留する際、同乗者Bが、海面の浮き樽たるに固縛した

	<p>錨索を船尾部から取った後、岸壁のビットに固縛した係留索を船首部から取り、船首着けで係留していた。</p> <p>同乗者Aは、本船の乗船経験が約5回あり、係留索を取ったことはなかったものの、これまでに同乗者Bの係留索を取る様子を見ていたので、係留索を取ろうと思った。</p> <p>同乗者Aは、本事故時の記憶が定かではなく、なぜ岸壁前面に右足を置いたのか覚えていなかったが、本船の船首部が岸壁に当たらないよう、足で岸壁を押そうとして咄嗟に右足を置いたのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだんから同乗者Bが係留索を取っていたので、同乗者Aが係留索を取るとは思っておらず、同乗者Aに対して特段の注意を与えていなかった。</p> <p>船長は、本船の追い波の影響で本船が動揺したと本事故後に思った。</p> <p>同乗者Bは、本事故時、船尾部で錨索を取っていた。</p> <p>本船のバウデッキから岸壁上面までの高さは、本事故当時、約0.3mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、天附港において、船首着けで係留作業中、同乗者Aが、右足を岸壁前面に置いたことから、本船が動揺して船首部が上がった際、船首先端部と岸壁との間に右足を挟まれて負傷したものと推定される。</p> <p>本船は、本船の追い波を受けたことから、動揺して船首部が上がったものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、本船の船首部が岸壁に当たらないように岸壁を足で押そうとしたことから、右足を岸壁前面に置いた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、天附港において、船首着けで係留作業中、同乗者Aが、右足を岸壁前面に置いたため、本船が動揺して船首部が上がった際、船首先端部と岸壁との間に右足を挟まれたことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係留作業を行う際は、船体が動揺することがあるので、船体と岸壁との間に手足を入れないこと。

付図1 事故発生場所概略図

